

広島市 農業委員会だより

令和8年夏号(51号)

発行：広島市農業委員会 ☎(082)568-7755

〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

人とのつながりを大切に、元気に続ける農業～谷口雄二さん(佐伯区五日市町大字石内)～



谷口雄二さんは、市役所職員として65歳まで勤務された後、新たな挑戦として農業の道を選ばれました。以前から市民菜園で野菜づくりを楽しまれていましたが、もっと規模を広げて取り組みたいとの思いから、退職後に広島市農業振興センター（以下「センター」という。）で農業研修を受講したのち、佐伯区五日市町石内で就農されました。現在は就農12年目を迎えられ、約20aのほ場で、季節に応じた多品目の野菜を栽培されています。

谷口さんの就農地は、もともと耕作放棄地でした。農地の再生に向けてスコップ一本から開墾を始め、現在では美しいほ場へと生まれ変わっています。センター研修生の見学先にもなっており、ご自身の経験や地域との関わり方について後進へ伝えておられます。また、センター研修修了生による「スローライフ佐伯会」の会長を務められるなど、人とのつながりを大切にされています。「農業をしていなければ出会えなかった人がたくさんいる」と話される谷口さん。出荷先の直売コーナーで陳列している時に、お客様から「谷さん農園の野菜はおいしいですね」と声を掛けられた時は特にうれしいそうです。

「元気で楽しくが一番」と笑顔で話される谷口さん。何事も前向きに楽しみながら取り組まれる姿と、人との信頼関係を大切にされる温かい人柄が印象的でした。今後も谷口さんの一層のご活躍を期待しています。

(取材：奥田 一成 農業委員)

農地の手続き、忘れていませんか？ ～農地に関する手続きは事前相談をお願いします～

農地は私たちの大切な財産であり、食料生産を支える重要な資源です。農地を売買・貸借したり、宅地や駐車場など農地以外の用途に利用したりする場合には、あらかじめ農地法に基づく許可や届出が必要となります。

●このような場合はご相談ください。

- | | |
|--|---|
| ☐ 農地を売る・買う。 | ☐ 農地を貸す・借りる。 |
| ☐ 駐車場や資材置場にしたい。 | ☐ 住宅や店舗などを建築したい。 |
| ☐ 相続により農地を取得した。 | ☐ 農地を埋め立てたい・造成したい。 |

●主な手続きについて

- ・農地を耕作する目的で売買・贈与する。→農地法第3条許可
- ・農地を耕作する目的で貸し借りする。→農地法第3条許可または農地中間管理事業による貸借
- ・自己所有農地を自分が農地以外のものにする。→農地法第4条許可（市街化区域は4条届出）
- ・農地以外にする目的で、農地の売買・賃貸借等をする。→農地法第5条許可（市街化区域は5条届出）
- ・相続により農地を取得した。→農地法第3条の3届出

●無断で農地を転用すると…

農地法の許可等を受けずに農地を宅地や駐車場等へ変更した場合は、違反転用となります。
違反転用が確認された場合は、原状回復などの指導対象となることがありますのでご注意ください。

申請等については、事前に農業委員会事務局(☎(082)568-7755)までご相談ください。

農作業中の熱中症を予防しましょう。

熱中症予防のポイント

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



こまめな休憩と水分補給

喉の乾きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症予防アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



《熱中症かなと思った場合は…》

少しでもおかしいと思ったら、無理せず休むことが重要です。汗をかかない、めまいや頭痛がするなど熱中症が疑われる場合は、涼しい環境に避難して体を冷やし、水分・塩分を補給しましょう。それでも症状が改善しない場合は、医療機関を受診しましょう。

《熱中症対策の情報サイト》

熱中症対策を含む農作業安全対策について、農林水産省ホームページを是非ご確認ください。



農林水産省HP

新しく就任された 農業委員を紹介します



農業委員
たかにし まさひろ
高西 雅博

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」の提出について

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」は、毎年8月1日現在における農地の耕作や貸付状況等を調査するため、原則、借入地を含め10a以上の農地を耕作している農家の方に申告していただいています。

この申告をもとに、農業委員会で各農家の農地基本台帳を作成します。この農地基本台帳が、農地法に関する手続きの審査や各種証明書の発行などを行うために必要な基礎情報となりますので、必ず申告していただきますようお願いいたします。

なお、申告書は、各地区の生産区長を通じて配布しますので、必要事項を記入のうえ、生産区長へ提出してください。また、一部の農家の方には、申告書を農業委員会から直接送付しますので、必要事項を記入のうえ、農業委員会へ返送してください。

農業委員会では農地利用の最適化を推進するために農地を巡回し、 利用状況等の調査を行っています。

調査へのご理解とご協力をお願いします。

1 農地利用状況調査（農地法第30条）

農業委員会では、毎年、農地の利用状況について調査を実施しています。

2 農地利用意向調査（農地法第32条）

遊休農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか（市街化区域以外）、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。

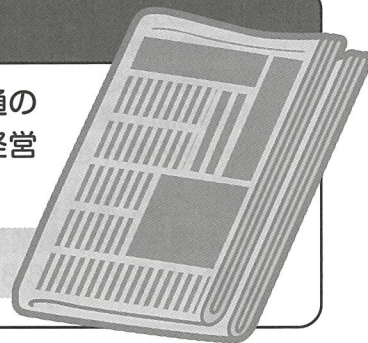
農地を所有する皆さまへ～農地の適正な管理をお願いします～

農地は、一旦荒れてしまうと、再び耕作できる状態に戻すためには、たいへんな手間や労力がかかります。また、周辺農地への鳥獣や病害虫による被害、不法投棄等の発生にもつながりますので、草刈りや耕起などを行い、農地の適正な管理をお願いします。

みんなで読もう! 全国農業新聞

農政の動きをわかりやすく解説し、農業経営に役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、農業者の皆様の経営発展に役立つ新聞です（月4回発行 購読料は月額900円）。

～お問合せは、農業委員会事務局まで（☎（082）568-7755）～



Interview ～対話を大切にしながら地域農業を支える～

農地利用最適化推進委員の取組

今岡春男さん（安芸区瀬野）

今岡さんは、令和4年に農地利用最適化推進委員に就任され、現在2期目となります。担当する瀬野地区は、国道2号線沿いに工場や住宅が立ち並ぶ一方で、山間部には田園風景が広がっている地域です。この地域で、農業を営まれながら、農地利用状況調査や遊休農地の解消、農地のあっせんや農家への意向調査などに熱心に取り組まれています。

今岡さんは、かつて衣料品関係の会社で営業職として勤務され、多くの人と関わってこられました。そこで培った人との関わり方は、現在の推進委員としての活動にも生かされているそうです。日頃から現地を歩いて回り、畑で作業をしている農家の方などに積極的に声を掛け、現状や将来の意向などを丁寧に聞き取ることで、農地を貸したいという情報などを把握され、農地のあっせんにもつながっています。

実家の農業を本格的に引き継いだのは退職後の60代になってからで、現在は水稻と野菜を栽培されており、野菜作りにおいては様々な品種の栽培に挑戦されています。「面白いと思ったことに挑戦していると、新しい発想やアイデアが生まれる」と話され、その経験が農家の方との会話のきっかけにもなっているそうです。



担当地区では高齢化が進み、農業を続ける人が減っていることを実感されており、「遊休農地を見ると寂しい」と話されていました。そのような中でも、多くの人との対話を大切にしながら地域農業を支えておられる今岡さんの益々のご活躍を期待しています。



農業者年金に加入しましょう！

《加入要件》

国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方（60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます。）

《6つのポイント》

- ①農業者なら広く加入できます。
- ②積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い年金です。
- ③保険料は、月額2万円～6万7千円の間で千円単位で自由に設定できます。
- ④終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金が支給されます。
- ⑤税制面で優遇措置があります。
- ⑥一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

詳しくは、農業者年金基金ホームページを是非ご確認ください。
～お問合せは、農業委員会事務局まで
(☎082)568-7755)～



農業者年金基金HP



15 陸の豊かさも
守ろう



広島市は、SDGsと同じ社会を目指しています。農業委員会の取り組みは、主に上記のゴールの達成を目指します。